

平成 17 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・サイエンス
代表者名 代表取締役社長 品田守敏
(コ-ド番号 5721 東・大証第1部)
問合せ先 常務取締役 太田洋三
(TEL 03 - 3216 - 6431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成 17 年 12 月 20 日開催の臨時取締役会において、平成 18 年 1 月 30 日開催予定の臨時株主総会に、「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第 2 条 (目的)

株式会社フェリックスとの合併に伴い、事業目的の多様化と今後の事業展開に備えて、現行定款第 2 条 (目的) につき、事業目的の追加を行い、号数の変更をするものであります。

(2) 第 4 条 (公告の方法)

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)により、電子公告制度が新設されたことから、インターネットの普及状況および公告費用の削減効果を考慮し、より効果的かつ経済的な情報開示方法であるこの方式を採用するため、現行定款第 4 条 (公告の方法) について所要の変更を行うものであります。

(3) 第 5 条 (会社の発行する株式の総数)

株式会社フェリックスとの吸収合併に伴い発行を予定している当社株式数の増加分、不動産事業資金および M & A 資金に充当するため、現行定款第 5 条に定める当社の発行する株式の総数を増加させるものであります。

(4) 第 9 条 (基準日)

字句の修正を行い、定款第 9 条 (基準日) を整備するものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 2 条 (目的) | 第 2 条 (目的) |
| 当社は次の事業を営むことを目的とする。 | |
| 1. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造販売 | 1. (現行どおり) |
| 2. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造販売 | 2. (現行どおり) |
| 3. 特殊鋼、合金鉄および特殊合金の製造販売 | 3. (現行どおり) |
| 4. 磁石・磁気素材の製造販売 | 4. (現行どおり) |
| 5. 金属粉末の製造販売 | 5. (現行どおり) |
| 6. 不動産の売買、賃貸、その仲介および鑑定ならびに不動産に関するコンサルタント業 | 6. (現行どおり) |
| 7. 建築・土木に係わる設計および工事監理ならびに測量・建設に係わるコンサルタント業 | 7. (現行どおり) |
| 8. 建築・土木工事の請負および施工ならびに建築土木資材の販売 | 8. (現行どおり) |
| 9. 不動産および不動産に関する権利または有価証券を担保とする金銭の貸付ならびにその他の金銭の貸付 | 9. (現行どおり) |
| 10. 有価証券の投資および運用 | 10. (現行どおり) |
| 11. 総合リース業 | 11. (現行どおり) |
| 12. 建物設備の保守管理および清掃業 | 12. (現行どおり) |
| 13. 農産物、水産物、畜産物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介 | 13. (現行どおり) |
| 14. 有機系廃棄物の高速コンポスト処理設備の製造販売およびコンサルタント業 | 14. (現行どおり) |
| 15. 有機系廃棄物の再生処理およびコンポストの販売 | 15. (現行どおり) |
| 16. 学力養成及び進学指導に関する学習塾及び一般教養、趣味等に関する文化教室の経営並びに開設・運営に関するコンサルティング | (削除) |
| 17. 資格取得のための通信教育及び学習指導並びにコンピューターを利用した学習教授 | (削除) |
| 18. コンピューターソフトウェアの開発及び販売並びにインターネットによる情報提供に関わる一切のサービス | (削除) |
| 19. 金融全般ならびに営業に関わるコンサルタント業 | 16. (現行第19号のとおり) |
| (新設) | 17. <u>幼児、小学生、中学生、高校生等に対する学力養成および進学指導に関する学習塾の経営</u> |
| | 18. <u>通信制高校在校生に対する学習指導および学校教育法施行令に基づく技能教育施設の運営受託業務</u> |
| | 19. <u>英会話、一般教養、趣味等に関する文化教室の経営</u> |
| | 20. <u>体力、精神力強化の為の野外施設を利用した青少年育成事業</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新設) | <ul style="list-style-type: none"> 21. <u>教育用のコンピューターおよびその周辺機器、教育用視聴覚機器、教材等の教育出版物の販売</u> 22. <u>コンピューター技術修得の教育ならびに訓練の受託業務</u> 23. <u>教育情報提供サービス業</u> 24. <u>視聴覚教育用のビデオソフトおよびコンピューターソフトの企画、開発、製作ならびに販売</u> 25. <u>模擬学力試験の実施</u> 26. <u>外国人を対象とした日本語学校の経営</u> 27. <u>学習塾等の開設に関するコンサルティング</u> 28. <u>学習塾講師および社員研修指導員の育成</u> 29. <u>介護業務に係わる介護支援専門員、ホームヘルパーならびに福祉用具選定相談員の養成業務</u> 30. <u>介護保険法による居宅介護支援事業</u> 31. <u>介護保険法による訪問介護の居宅サービス事業</u> 32. <u>フランチャイズチェーンシステムによる学習塾の指導・育成</u> 33. <u>算数、数学、国語、英語、理科および社会科等の学習教材および参考書等の出版および販売業務</u> 34. <u>算数、数学、国語、英語、理科および社会科等の通信教育および学習教授</u> 35. <u>国家資格取得のための通信教育および学習教授</u> 36. <u>各種教養講座の企画・立案</u> 37. <u>各種文化教室の経営</u> 38. <u>生涯教育に関しての各種セミナーおよびシンポジウム開催</u> 39. <u>人材育成のための教育事業ならびに関連出版物、ビデオテープ、録音テープ等の製作販売</u> 40. <u>コンピューターソフトウェアの開発および販売</u> 41. <u>印刷出版業</u> 42. <u>広告代理店業</u> 43. <u>特定労働者派遣事業</u> 44. <u>旅行業法に基づく旅行業</u> 45. <u>損害保険代理業</u> 46. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 47. <u>飲食店の経営</u> 48. <u>古物および骨董品に関する専門家養成教室の経営</u> 49. <u>古物および骨董品の卸売および販売ならびに輸出入業務</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>20. 前各号に付帯する業務</p> <p>第4条 (公告の方法) <u>当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第5条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、<u>10億株</u>とする。</p> <p>第9条 (基準日) 3. 前2項その他本定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載又は記録された株主、登録質権者又は<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>をもってその権利を行使すべき株主、登録質権者又は端株主とすることができる。</p> | <p>50. <u>日用品雑貨、スポーツ用品の販売ならびに輸出入</u></p> <p>51. <u>インターネットによる情報提供に関わる一切のサービス</u></p> <p>52. (現行第20号のとおり)</p> <p>第4条 (公告の方法) <u>当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第5条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、<u>12億株</u>とする。</p> <p>第9条 (基準日) 3. 前2項その他本定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載又は記録された株主、登録質権者又は<u>単位未満株原簿に記載又は記録された単位未満株主</u>をもってその権利を行使すべき株主、登録質権者又は<u>単位未満株主</u>とすることができる。</p> |

(注)上記の内容については、臨時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上